

AOTS 国庫補助事業のご案内



共に生き、共に成長する

-Live in Harmony Together, Grow Together-

一般財団法人 海外産業人材育成協会(AOTS)

The **A**ssociation for **O**verseas **T**echnical Cooperation and **S**ustainable Partnerships(AOTS)





目次

1. 団体概要	...p.	3
2. 事業概要	...p.	5
3. 技術研修	...p.	13
4. 管理研修	...p.	21
5. 海外研修	...p.	29
6. 専門家派遣	...p.	40
7. 寄附講座	...p.	49
8. 参考資料	...p.	60

1. 団体概要

団体概要



設立	1959年(昭和34年)8月10日 (合併存続法人(旧AOTS)の設立日)
目的	産業国際化の推進、貿易の振興、投資活動の促進及び国際経済協力に関する事業を行い、もって我が国と海外諸国の相互の経済発展及び友好関係の増進に寄与する。
基本財産	7億円
主要事業	研修、専門家派遣、インターンシップ、ビジネスプロモーション等
事業規模	約94億円(2021年度予算)
事業拠点	国内拠点(北千住事務所、東京研修センター、関西研修センター) 海外拠点(バンコク、ジャカルタ、ニューデリー、ヤンゴン)
職員人数	約158人(2021年1月時点)
実績	海外産業人材の研修 40万人、日本の専門家派遣 1万人、日本人海外インターンシップ 1千人
略歴	 1959年創立以来、研修を国内外で実施〔170カ国地域・延べ36万人〕  1970年創立以来、海外への専門家派遣を実施〔60カ国地域・延べ7,100人〕  2012年にAOTSとJODCが合併し、財団法人海外産業人材育成協会(HIDA)設立  2017年7月1日に英文名称をAOTSに変更。



2. 事業概要

国庫補助事業



■ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第三条の2

都道府県などの地方自治体や地方公共団体・財団・特殊法人などが行う事業で、国がその費用の一部を負担するもの。国庫補助に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、あくまで融通の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

■ 2021年度にAOTSが採択された国庫補助事業

- ・ 技術協力活用型・新興国市場開拓事業
(研修・専門家派遣事業)
- ・ 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業

事業概要



■ 技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)

【事業目的】

国内市場の成熟や経済のグローバル化に伴い、我が国企業は、海外に進出し外需を取り込み、成長につなげていくことが不可欠となっており、現地の優秀な人材等の育成は主要な課題となっております。本事業では、我が国企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、開発途上国における民間企業等の現地の人材育成を官民一体となり実施することにより、現地の産業技術水準の向上や経済の発展を図ることを目的とします。

■ 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業

【事業目的】

我が国中堅・中小企業の海外生産拠点を担う現地人材を育成することにより、我が国の省エネ技術の海外展開を促進し、アジアの産業分野におけるエネルギー利用の効率化を図り、温室効果ガスの排出削減に貢献することを目的とします。

人材育成のツール①

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)

人材育成のツール	概要
①技術研修	研修生を日本に受け入れて行う研修 ※技術者(監督者～中堅管理職)対象 (一部オンラインも可)
②管理研修	研修生を日本に受け入れて行う研修 ※中・上級管理者～経営幹部対象
③海外研修	講師による現地または第三国での研修(対面又はオンライン)
④専門家派遣	専門家による海外の現場での技術指導(対面又はオンライン)
⑤寄附講座	海外の大学等での講座(対面又はオンライン、含インターンシップ)を設置

人材育成のツール②

低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業

中分類	小分類	人材育成のツール	概要
国内人材育成事業	-	① 技術研修	研修生を日本に受け入れて行う研修 ※技術者(監督者～中堅管理職)対象 (一部オンラインも可)
		② 管理研修	研修生を日本に受け入れて行う研修 ※中・上級管理者～経営幹部対象
海外人材育成事業	集合研修型	③ 海外研修	講師による現地または第三国での研修(対面) (一部オンラインも可)
	現場指導型	④ 専門家派遣	専門家による海外の現場での技術指導(対面) (一部オンラインも可)
遠隔指導・研修のための事業・環境	集合研修型	③ 海外研修	講師による現地または第三国での研修(オンライン)
	現場指導型	④ 専門家派遣	専門家による海外の現場での技術指導(オンライン)

新興国事業 申込要件

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)

項目	要件
対象国・地域	開発途上国・地域 ※1
実施目的 ※2	開発途上国・地域の産業発展に寄与する技術協力であること (実施目的が、 現地法人でこれまで実績のない新技術 の導入や従来と比べて高性能な製品・サービスへのモデルチェンジの対応 等) 開発途上国・地域の実情に応じた課題解決の視点が含まれること
日本側企業	日本に法人格を有し、日本側の資本が50%超であること
現地側企業	開発途上国・地域に法人格を有すること (= 日本側の支店や事務所は不可) 先進国(日本除く)の出資が50%未満であること

※1 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が定めるDACリストによる。但し、中国及び日本政府のODA予算により協力を行うことが認められていない国・地域は除きます。

※2 管理研修で実地研修を行わない場合と海外研修は、実施目的の必須要件を限定しません。寄附講座の実施目的は、後述する寄附講座のお申込要件をご参照ください。

低炭素事業 申込要件

低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業

項目	要件
対象国・地域	アジア・中東の国・地域 ※1
対象業種 ※2 ※3	自動車分野(自動車、自動車部品 等) 産業機械分野(工作機械、生産用・業務用機械 等) 電気機械分野(重電機器、電子・情報通信機器、精密機器、家庭電器 等)
省エネルギー効果	案件の実施を通じて、現地で生産プロセスにおける省エネルギー効果(ライン・工程の改善、新設備導入、生産技術・管理技術導入等による省エネルギー化)が期待され、これを定量的に説明、提示できること
日本側企業	日本に法人格を有する 中堅・中小企業 であること ※4
現地側企業	アジア、中東の国・地域に法人格を有すること (=日本側の支店や事務所は不可)

※1 外務省HP(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)において「アジア」、「中東」地域とされている対象国・地域

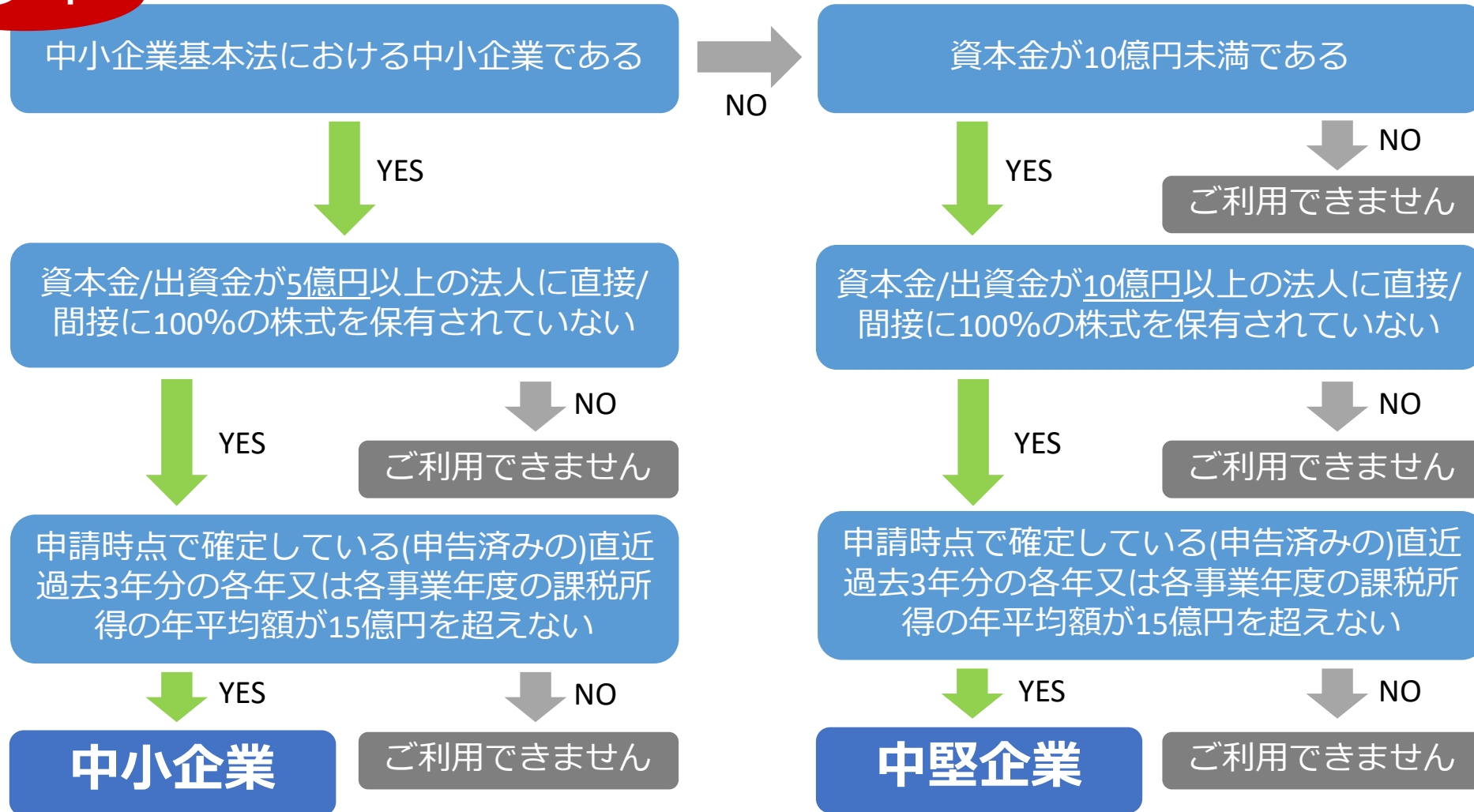
※2 対象業種とは、ご申請企業の主たる業種ではなく、研修・指導対象となる製品が何に使われているかによります。

例えば繊維関連企業が自動車用シート繊維(汎用品は不可)製造に限定される研修・指導を行う場合、繊維は対象業種にありませんが、製品用途が自動車用になるので対象業種は自動車になり、要件を満たすこととなります。

※3 管理研修で実地研修を行わない場合は、必須要件以外の業種でも可。

※4 低炭素事業における中堅・中小企業

スタート



3. 技術研修

技術研修とは

技術研修

■ 来日前

- ・ 人選
- ・ 計画立案
- ・ 事前説明
- ・ 日本語の予習

※一部オンラインでの実施も可

■ 帰国後

- ・ 報告書提出
- ・ 知識・技術移転
- ・ 調査協力

※一部オンラインでの実施も可

■ 一般研修(AOTS研修センター)

- ・ 日本語
- ・ 日本文化
- ・ 生活案内
- ・ 14日間の待機期間

※不参加も選択可(要件あり)

■ 実地研修(受入企業)

- ・ 企業固有技術の研修
- ・ 実務を通じた研修
(原則、全体の～2/3)
- ・ 最長1年間

技術研修のメリット

- 在留資格「研修」での**実務研修(OJT)**が可能
- 受入費、研修実施費への**補助金適用**
- AOTS発行の**身元保証書**で査証取得が可能
- 日本語や生活指導等の**導入教育**をAOTSが実施
- **全研修期間を通して**安心な滞在(海外旅行保険加入)
- 研修生受入れに関するご相談へのアドバイス

技術研修 主な申込要件

日本側企業(受入企業)

- ・ 研修生受入に伴う諸費用の負担能力がある
- ・ 現地側と資本関係か商取引関係がある
- ・ 日本側社員20名に対し研修生の受入は1名が目安
- ・ 指導員は当該技術の実務経験5年以上
- ・ 現地側との間に有償の技術役務提供契約がない

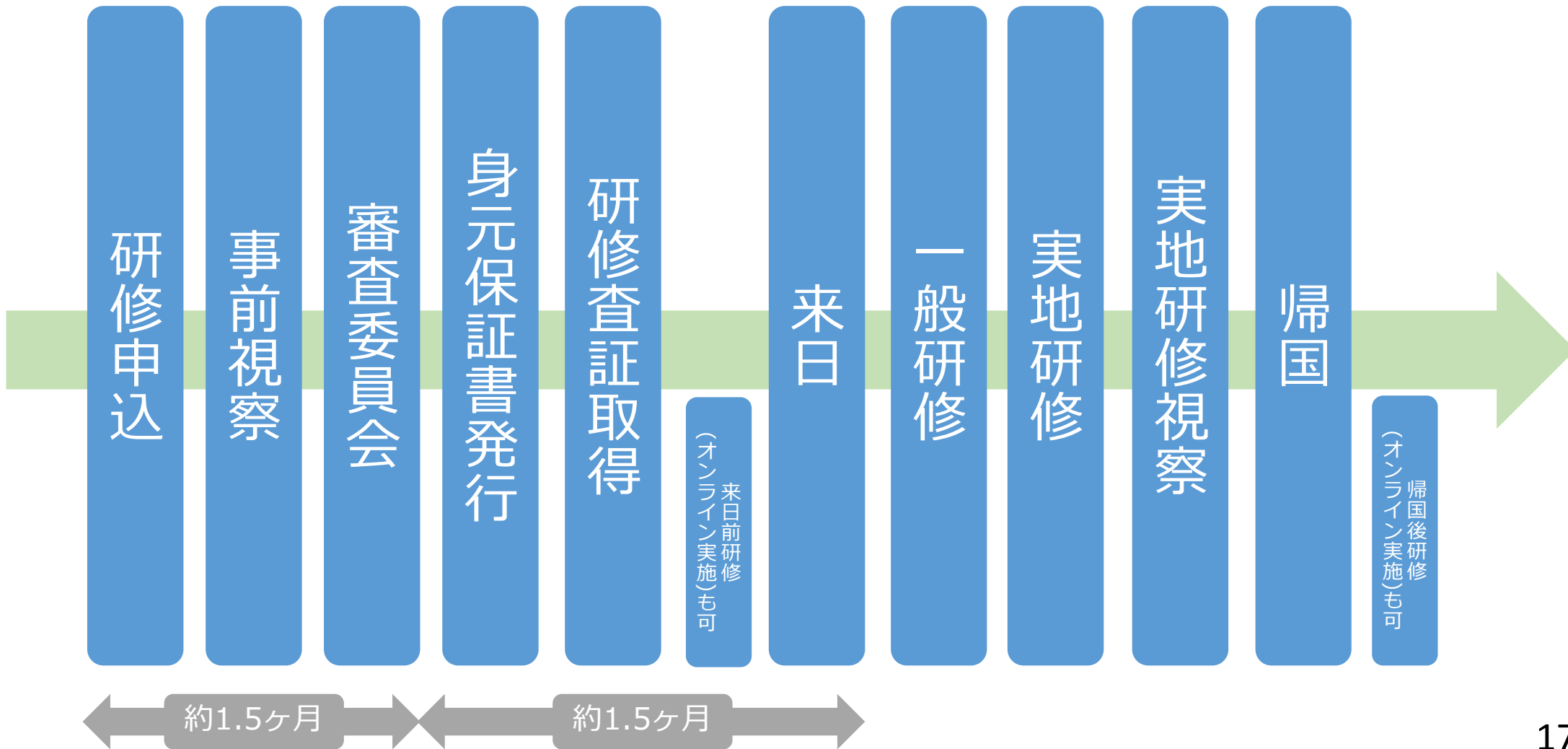
現地側企業(派遣企業、研修生)

- ・ 現地側と雇用契約が結ばれている
- ・ 年齢は20歳以上50歳以下
- ・ 原則、大卒以上またはこれに準ずる学力(= 専門・短大卒)もしくは職歴がある
- ・ 現地で、管理監督または指導的な職務にある、またはその職務を期待されている
- ・ 軍籍にない

日本での研修

- ・ 日本で研修することが適当な技術(= 現地で修得不可能または困難な知識・技術の修得が目的)
- ・ 兵器・武器等の軍事目的に転用されない技術
- ・ 原則、実務を通じた研修(= 実務研修)は全体の研修期間の2/3以下
- ・ 単純作業・同一作業の反復は不可

技術研修 申込～帰国



技術研修 補助率



	技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)			低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業
企業規模	中堅・中小 企業 ※1	大企業	重点分野 ※2	中堅・中小企業
国庫補助率	2/3	1/3	1/2	2/3
企業負担分	1/3	2/3	1/2	1/3
負担者	原則、日本側企業が負担			原則、日本側企業が負担

※1 中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく。但し、資本金又は出資金が10億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は中堅・中小企業としません。

(2020年度繰越予算が適用される場合は、中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく)

※2 重点分野…大企業のみが対象で、通常1/3の国庫補助率を1/2に引き上げられる案件で以下のいずれかに該当するもの

①開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術協力と認められるもの(新法人や新工場の立ち上げや先進的な新製品・新サービスの立ち上げの対応等(サプライチェーンの多元化・強靱化に大きく寄与する案件を含む))

②海外進出先の対象国・地域がアフリカであるもの

※AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

技術研修 補助対象経費



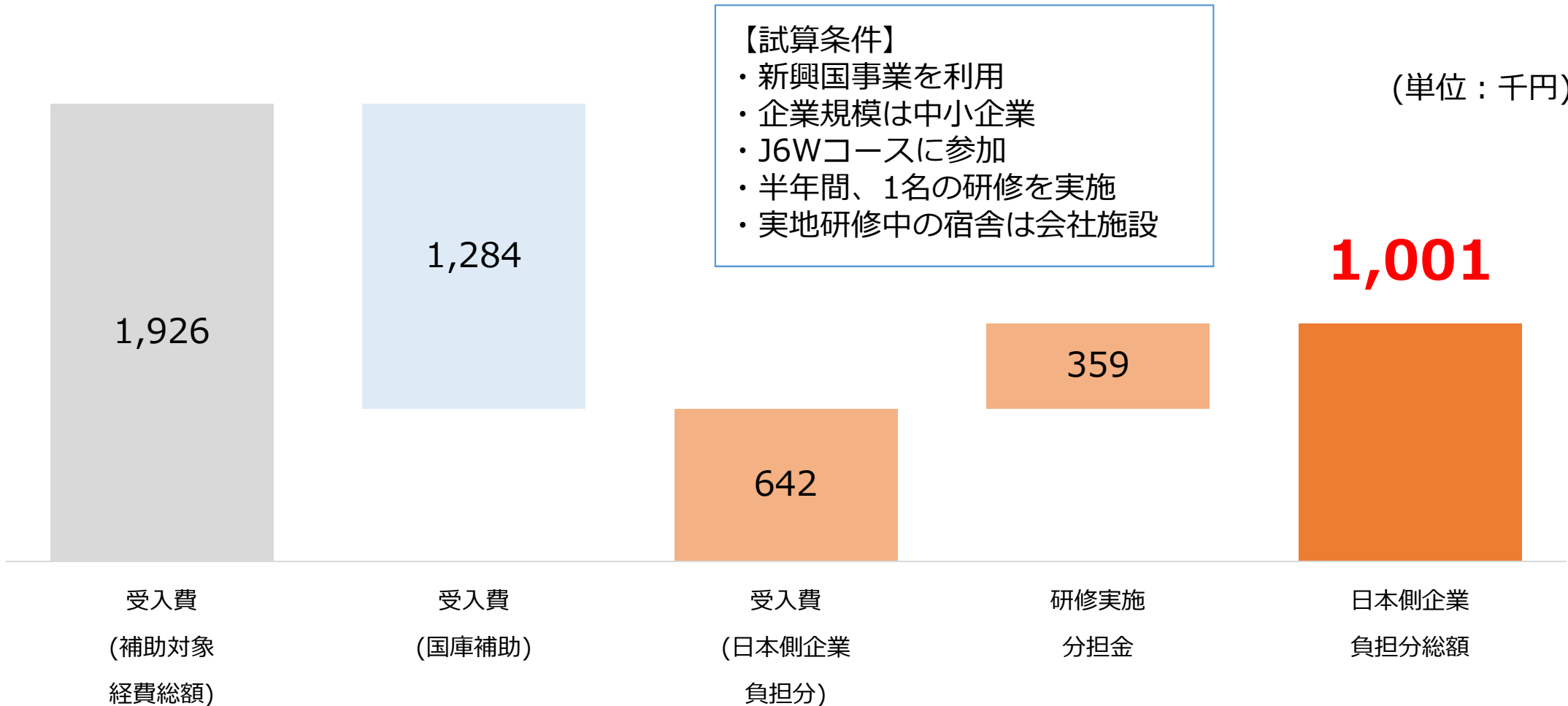
				技術協力活用型新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)			低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業	
企業規模				中堅・中小企業	大企業	重点分野	中堅・中小企業	
受入費 (基準額)	滞在費	宿舍費	一般研修中 (AOTS)		6,820 円/泊 (遠隔地工場見学の際は実費)		6,820 円/泊 (遠隔地工場見学の際は実費)	
			実地研修中	AOTS		6,820 円/泊		6,820 円/泊
				会社施設		1,570 円/泊		1,570 円/泊
				外部宿舍		実費 (但し、上限 6,280 円/泊)		実費 (但し、上限 6,280 円/泊)
	食費	来日日		1,780 円/日		1,780 円/日		
		以降		2,620 円/日		2,620 円/日		
	雑費		1,040 円/日		1,040 円/日			
	実地研修費		5,190 円/日	3,360 円/日		5,190 円/日		
	渡航費		補助対象外				実費 (AOTS基準による)	
	国内移動費 (一部)		実費 (AOTS基準による)				実費 (AOTS基準による)	
医療費・海外旅行保険料		実費 (AOTSで加入)				実費 (AOTSで加入)		
研修実施 分担金	J13Wコース (日本語授業+講義・見学)			617,000 円/名	798,000 円/名	731,000 円/名	617,000 円/名	
	J6Wコース (日本語授業+講義・見学)			359,000 円/名	474,000 円/名	420,000 円/名	359,000 円/名	
	9Dコース、A9Dコース (講義・見学のみ)			167,000 円/名	214,000 円/名	189,000 円/名	167,000 円/名	
	不参加			122,000 円/名			122,000 円/名	

技術研修 試算例

【試算条件】

- ・新興国事業を利用
- ・企業規模は中小企業
- ・J6Wコースに参加
- ・半年間、1名の研修を実施
- ・実地研修中の宿舎は会社施設

(単位：千円)



※AOTS団体運営経費に充てるための任意のご負担へのご協力を別途お願いしています。

4. 管理研修

管理研修とは

管理研修

■ 来日前

- ・ 人選
- ・ 事前レポート作成・提出

■ 帰国後

- ・ 報告書提出
- ・ 知識・技術移転
- ・ 調査協力

■ 実地研修(受入企業)

- ・ 企業固有技術の研修
- ・ 実務を通じた研修
(原則、全体の～2/3)
- ・ 最長120日間

※日本側企業からの申請に限り
オプションで実施可

■ 管理研修(AOTS研修センター)

- ・ 2週間のテーマ別研修
(生産管理、品質管理、省エネルギー etc.)

管理研修のメリット



- その分野の著名人等によるテーマ別講義の受講
- 現地法人の経営の現地化
- 日本的な仕事に対する考え方への理解促進
- 研修生の滞在費等への国庫補助適用
- AOTS発行の身元保証書で査証取得が可能

管理研修 主な申込要件



日本側企業(受入企業)

- 研修生受入に伴う諸費用の負担能力がある
- 現地側と資本関係か商取引関係がある
- (実地研修を行う場合)原則、日本側社員20名に対し研修生の受入は1名
- (実地研修を行う場合)指導員は当該技術の実務経験5年以上
- 現地側との間に有償の技術役務提供契約がない

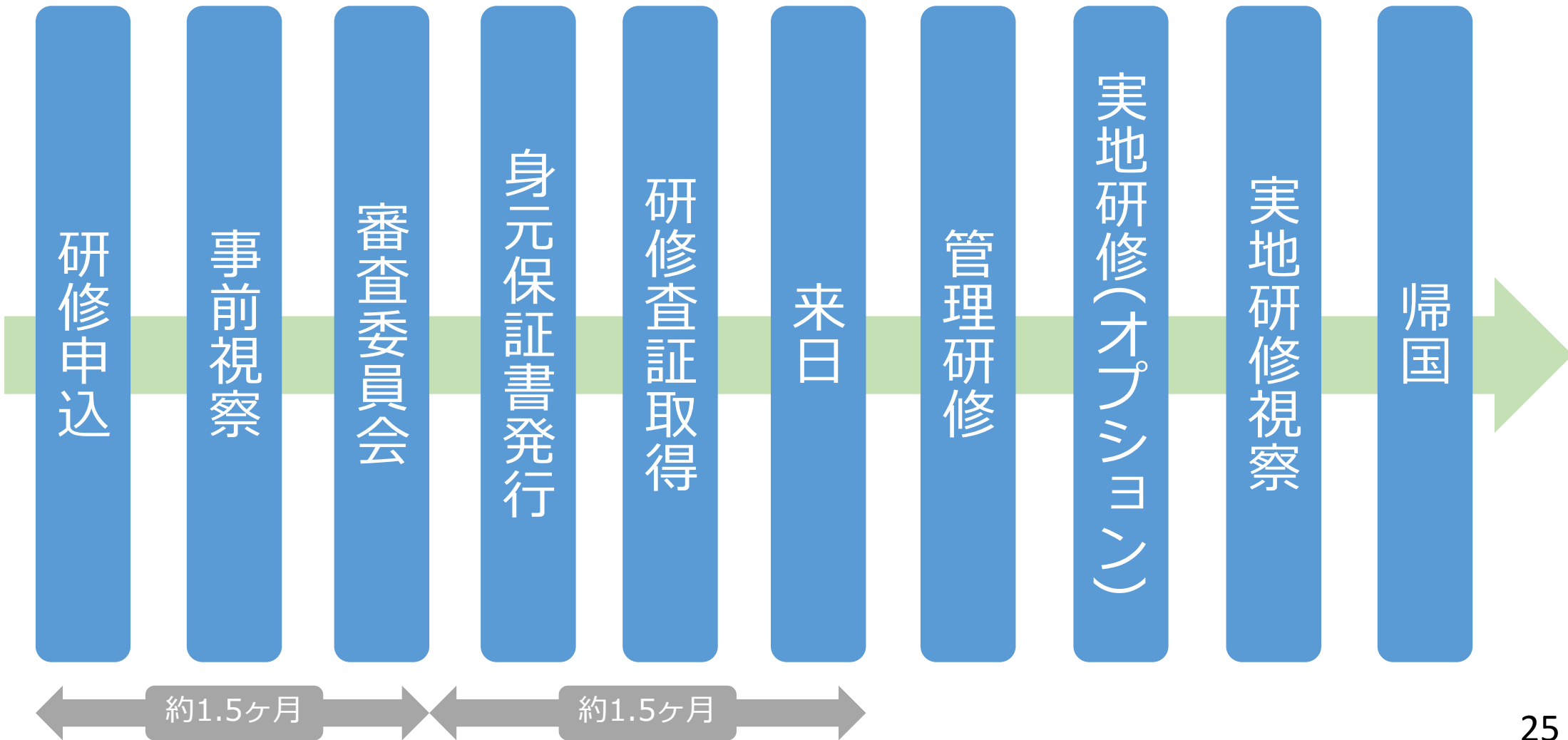
現地側企業(派遣企業、研修生)

- 研修実施言語による聴講、討論、発表、報告書作成が可能
- 別途コースごとの資格要件(経験年数や基礎知識等 ※1)を満たす
- 学生でない
- 軍籍にない

※1 別途コースごとの資格要件の主要例

- 企業における経営者、経営者幹部
- 年齢は20歳以上
- 大卒以上もしくはこれに準ずる学力がある
- 過去にAOTS受入研修(技術研修もしくは管理研修)の制度で来日している場合は、帰国後半年以上の期間を経過している

管理研修 申込～帰国



管理研修 補助率



	技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)			低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業
企業規模	中堅・中小 企業 ※1	大企業	重点分野 ※2	中堅・中小企業 ※3
国庫補助率	2/3	1/3	1/2	2/3
企業負担分	1/3	2/3	1/2	1/3
負担者	原則、日本側企業が負担			原則、日本側企業が負担

※1 中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく。但し、**資本金又は出資金が10億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は中堅・中小企業としません。**

(2020年度繰越予算が適用される場合は、中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく)

※2 重点分野…大企業のみが対象で、通常1/3の国庫補助率を1/2に引き上げられる案件で以下のいずれかに該当するもの

①開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術協力と認められるもの(新法人や新工場の立ち上げや先進的な新製品・新サービスの立ち上げの対応等(サプライチェーンの多元化・強靱化に大きく寄与する案件を含む))

②海外進出先の対象国・地域がアフリカであるもの

※3 低炭素事業は日本側企業からの申込に限られます。(現地側企業からの直接申込は不可)

※AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。

管理研修 補助対象経費



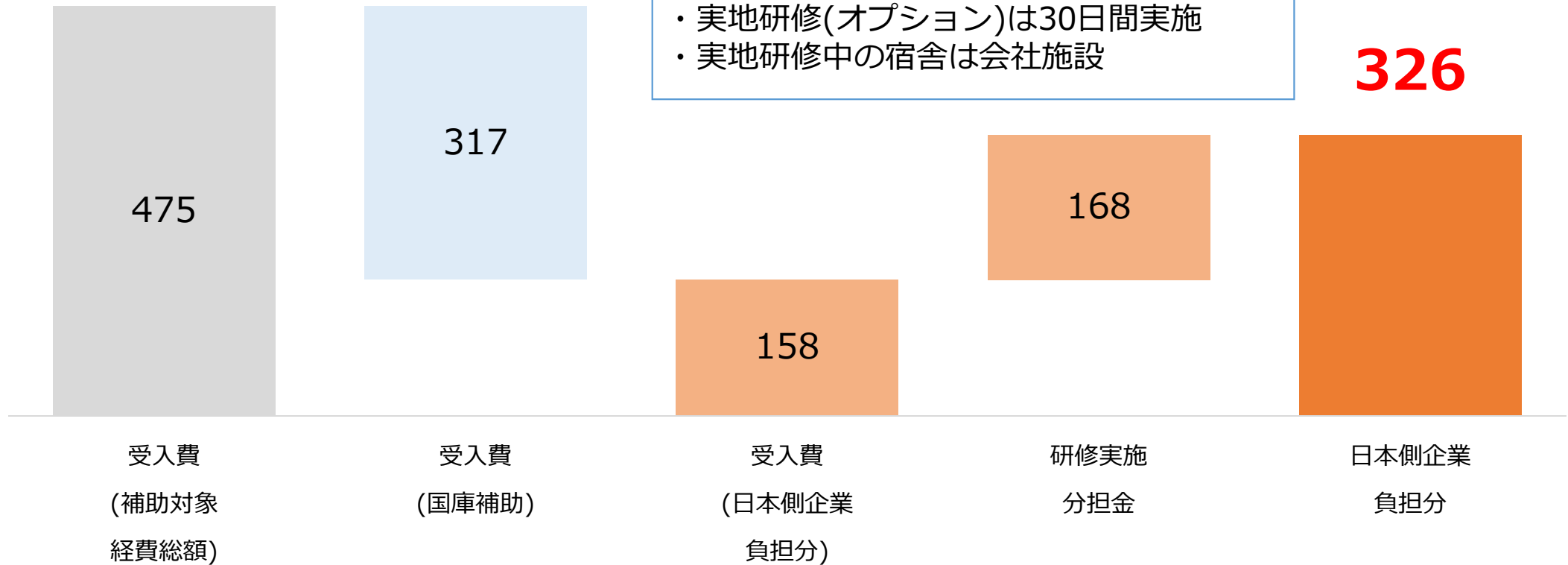
				技術協力活用型新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)			低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業	
企業規模				中堅・中小企業	大企業	重点分野	中堅・中小企業	
受入費 (基準額)	滞在費	宿泊費	一般研修中 (AOTS)	6,820 円/泊 (遠隔地工場見学の際は実費)			6,820 円/泊 (遠隔地工場見学の際は実費)	
			実地研修中	AOTS	6,820 円/泊			6,820 円/泊
				会社施設	1,570 円/泊			1,570 円/泊
				外部宿舍	実費 (但し、上限 6,280 円/泊)			実費 (但し、上限 6,280 円/泊)
		食費	来日日	1,780 円/日			1,780 円/日	
			以降	2,620 円/日			2,620 円/日	
		雑費	1,040 円/日			1,040 円/日		
	実地研修費		5,190 円/日	3,360 円/日		5,190 円/日		
	渡航費		補助対象外			実費 (AOTS基準による)		
	国内移動費 (一部)		実費 (AOTS基準による)			実費 (AOTS基準による)		
	医療費・海外旅行保険料		実費 (AOTSで加入)			実費 (AOTSで加入)		
研修実施 分担金	管理研修			168,000 円/名	214,000 円/名	198,000 円/名	168,000 円/名	

管理研修 試算例

(単位：千円)

【試算条件】

- ・低炭素事業を利用
- ・企業規模は中小企業
- ・2週間の管理研修、1名の研修を実施
- ・実地研修(オプション)は30日間実施
- ・実地研修中の宿舎は会社施設



※AOTS団体運営経費に充てるための任意のご負担へのご協力を別途お願いしています。

5. 海外研修

海外研修とは

海外研修

■ 海外研修(現地側企業)

- ・ 計画に基づいた研修、演習、実技
- ・ 原則、2~30日間

※オンラインでの実施も可

■ 派遣前

- ・ 講師選定
- ・ 計画立案
- ・ 研修実施準備

■ 帰国後

- ・ 報告書提出
- ・ 精算
- ・ 調査協力

海外研修のメリット

- 講師の滞在費等への**国庫補助適用**
- **短期集中型**の講義が現地で行える
- 講義に一部、**演習・実技**も組み合わせられる
- **オンライン**での実施に対する補助が比較的手厚い
- **一度に多くの人材**を教育できる

海外研修 主な申込要件

日本側企業(協力機関)

- ・研修実施・管理及び経費負担能力がある
- ・現地側に、研修の準備・実施を担う企業・団体(海外協力機関)がある ※1

現地側企業(海外協力機関、研修生)

- ・対象国・地域に国籍、住居、勤務地がある
- ・企業、団体等に所属している
- ・原則、18歳以上60歳以下
- ・研修内容が理解できる言語能力・経歴がある
- ・軍籍にない

現地での研修 ※2

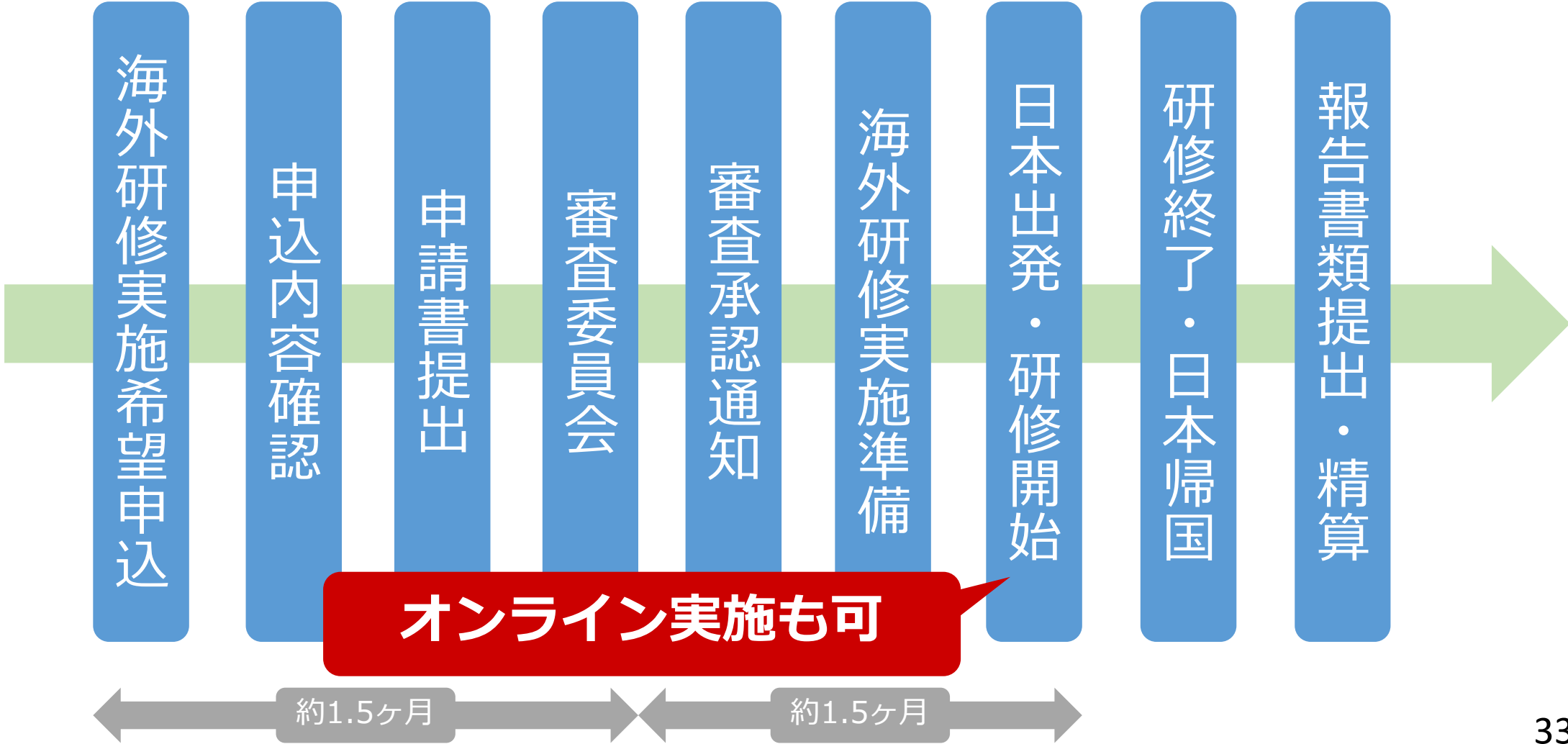
- ・研修期間は原則、2日以上30日以下
- ・原則、研修生数は10名以上50名以下(日本側が中堅・中小企業の場合、5名以上50名以下)
- ・兵器・武器等の軍事目的に転用されない技術
- ・講師は研修実施国の講師、日本や研修実施国以外から派遣される講師のそれぞれ2名までが補助対象
- ・講師は研修開始時点で69歳以下(**オンラインの場合、不問**)、指導分野の実務経験5年以上
- ・**必要に応じ、第三国での研修実施、またはオンラインでの研修実施も可**

※1 現地側が担う研修準備・実施は以下の業務

- ①研修生の募集、選考への協力、②テキスト及び教材の作成、手配、③現地事務局としての研修実施全般の管理及び運営、④その他研修の準備、実施のために研修実施国・地域で発生する業務

※2 新興国事業の場合、現地法人でこれまで実績のない新技術に関する研修である必要はない

海外研修 申込～帰国



海外研修 補助率



	技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣事業)		低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業
企業規模	中堅・中小企業 ※1	大企業	中堅・中小企業
国庫補助率	2/3		2/3
企業負担分	1/3		1/3
負担者	日本側企業(協力機関)		日本側企業(協力機関)

※1 中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく。但し、資本金又は出資金が10億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は中堅・中小企業としません。

(2020年度繰越予算が適用される場合は、中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく)

- ・上記の負担のほかに、海外研修事業管理分担金として補助対象経費総額の13%(新興国事業)又は11%(低炭素事業)を協力機関(日本側)に別途ご負担いただきます。

海外研修 主な補助対象経費



		技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業) 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業				
講師格付		1級	2級	3級	4級	
経歴	大学	教授	准教授	助教	助手	
	企業	20年～	15～20年	10～15年	5～10年	
講師	謝金	現地通訳つき ※1	13,200 円/h	10,800 円/h	9,200 円/h	7,900 円/h
		現地通訳なし	16,800 円/h	14,400 円/h	12,000 円/h	10,600 円/h
	日当 ※2		5,000 円/日			4,200 円/日
	宿泊費 ※2		15,100 円/泊			12,900 円/泊
渡航費		実費 (ディスカウントビジネス)		実費 (ディスカウントエコノミー)		
教材費	原稿料 ※3	4,000 円/枚	3,500 円/枚	3,000 円/枚	2,000 円/枚	

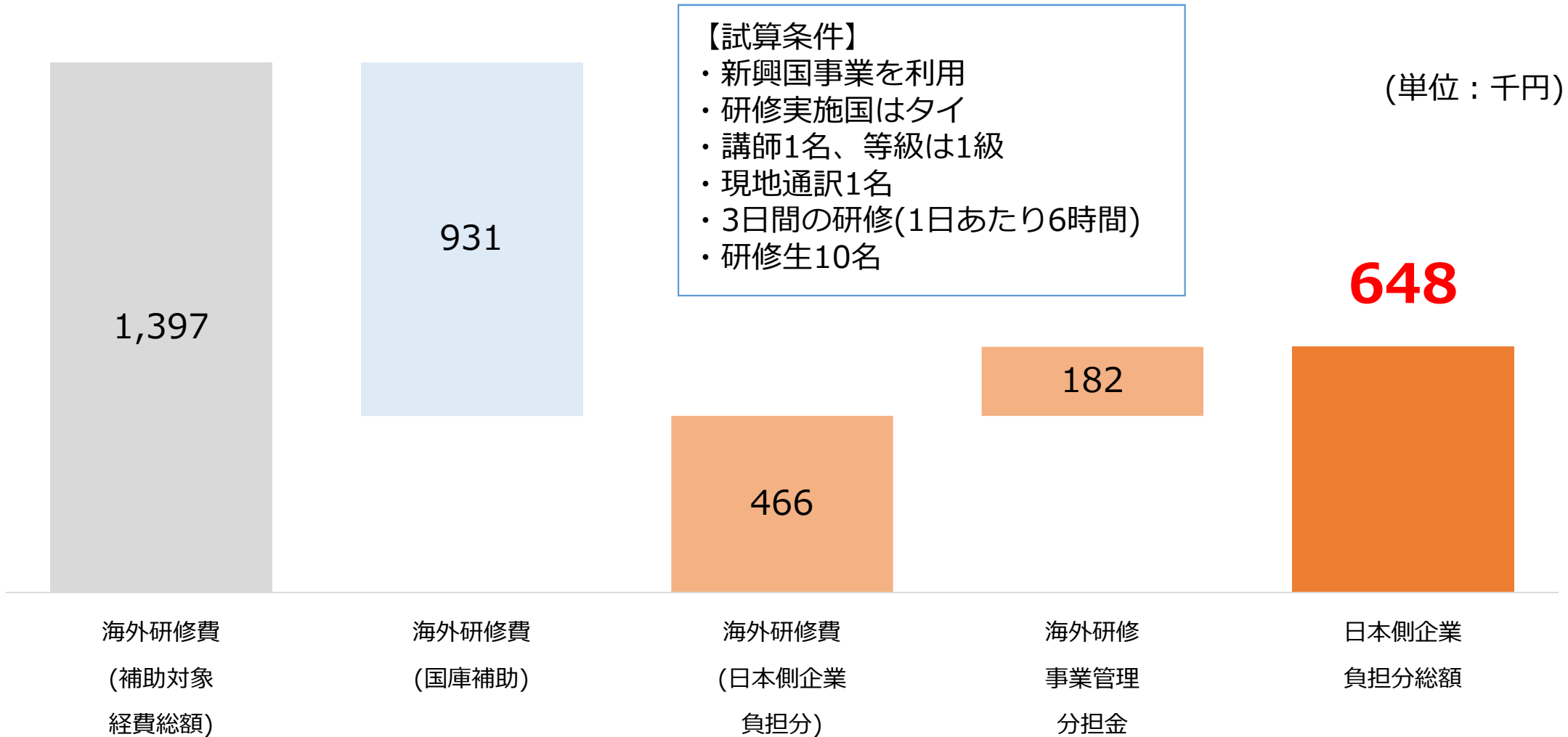
- ※1 現地通訳の謝金も補助対象に含まれますが、金額は現地の通例に準ずるものとします
 ※2 地域によって変動します(上記表はタイ・ベトナム・インドネシア・フィリピン等の基準)
 ※3 和・中・韓語…400字/枚、それ以外…200語/枚、PPT=3スライド/枚

海外研修 試算例

【試算条件】

- ・新興国事業を利用
- ・研修実施国はタイ
- ・講師1名、等級は1級
- ・現地通訳1名
- ・3日間の研修(1日あたり6時間)
- ・研修生10名

(単位：千円)



海外研修(オンライン)

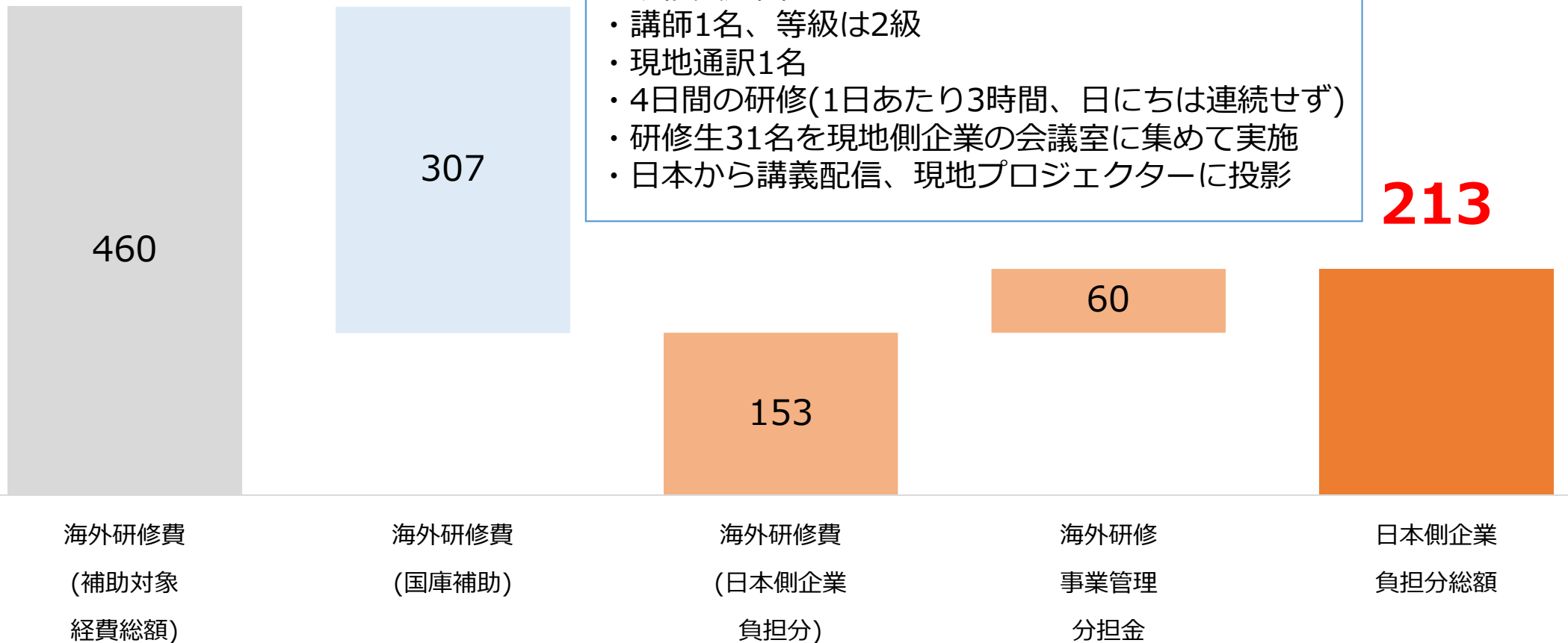


海外研修(オンライン) 試算例

【試算条件】

- ・新興国事業を利用
- ・研修実施国はベトナム
- ・講師1名、等級は2級
- ・現地通訳1名
- ・4日間の研修(1日あたり3時間、日にちは連続せず)
- ・研修生31名を現地側企業の会議室に集めて実施
- ・日本から講義配信、現地プロジェクターに投影

(単位：千円)



海外研修(オンライン) 試算例 概算内訳



補助対象経費	実施金額 (基準あり)	補助(2/3)		企業負担分(1/3) ※は除く	精算金額 (実施金額 - 企業負担分)
		補助(2/3)	企業負担分(1/3)		
講師謝金	142千円	95千円	47千円	95千円	
通訳謝金	40千円	27千円	13千円	27千円	
旅費交通費	—	—	—	—	
工場視察費	—	—	—	—	
施設等借上費	90千円	60千円	30千円	60千円	
教材費	—	—	—	—	
研修生関係費	—	—	—	—	
資料機器輸送費	—	—	—	—	
現地運営関係費	186千円	124千円	62千円	124千円	
機材調達・環境等整備費	2千円	1千円	1千円	1千円	
遠隔指導導入支援費	—	—	—	—	
雑費	—	—	—	—	
海外研修事業管理分担金 ※補助対象経費総額の13%			60千円	▲60千円	

プロジェクター
レンタル代

Web会議
システム
利用料

247千円

6. 專門家派遣

専門家派遣とは



専門家派遣

■ 専門家派遣(現地側企業)

- ・ 計画に基づいた技術指導
- ・ (新興国事業の場合)付加指導
- ・ 最短1ヶ月～最長12ヶ月

※オンラインでの実施も可

■ 派遣前

- ・ 専門家選定
- ・ 計画立案
- ・ 派遣前オリエン
- ・ 契約締結
- ・ 労災加入
- ・ ビザ取得

■ 帰国後

- ・ 帰国報告会
- ・ 調査協力

専門家派遣のメリット

- 渡航費・現地滞在費等への**補助金適用**
- 専門家の**危機管理体制**をAOTSより提供
- 派遣前オリエンテーションで、**危機管理・健康管理等**
のレクチャーあり
- 手続きの中で、指導内容の相互確認と**課題と目標の**
明確化が可能
- 月次報告で目標達成度の管理の徹底

専門家派遣 主な申込要件

日本側企業(派遣元企業、専門家)

- ・ 専門家は以下の要件を満たすこと：
 - ① 25歳以上69歳以下(オンラインの場合、上限不問)
 - ② 日本に住所を有し、日本在住経験が10年以上
 - ③ 指導分野の日本国内業務経験が5年以上
 - ④ 日本側企業に直接雇用されている(顧問契約や請負契約等は不可)
 - ⑤ 技術指導に必要な外国語能力(現地語や英語等)がある
(通訳を介しての指導も可だが補助対象となるのはオンラインの場合のみ)
- ・ 現地側企業と資本関係又は商取引関係がある

現地側企業(指導先企業)

- ・ 専門家派遣に伴う諸費用の負担能力がある
- ・ 技術指導を行う現場や機械設備等がある
- ・ 指導対象者となる従業員を雇用している

現地での指導

- ・ 現地側と有償の技術役務提供契約がある場合、指導内容との重複不可
- ・ 現地での技術指導に専念(=技術指導以外の業務は不可)
- ・ 派遣期間は専門家1人あたり1ヶ月以上12ヶ月以下
- ・ 利用期間は、新興国事業なら1社あたり20人月/年度、低炭素事業なら1社あたり25人月/年度
- ・ 新興国事業なら**付加指導**も実施(オンラインの場合は付加指導は不要)
 - ① 日本側の出資が50%以上100%未満の場合
現地仕入先や納入先等の日本側出資50%未満の現地企業、もしくは職業訓練校や専門学校での技術指導、インターン受入等を、全日数全体のうち**1/8**
 - ② 日本側の出資が100%の場合
上記と同様の付加指導を、全指導日数のうち**1/4**

専門家派遣 申込～帰国



専門家派遣 補助率

	技術協力活用型・新興国事業開拓事業 (研修・専門家派遣事業)			低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業
企業規模	中堅・中小企業 ※1	大企業	重点分野 ※2	中堅・中小企業
国庫補助率	2/3	1/3	1/2	2/3
企業負担分	1/3	2/3	1/2	1/3
負担者	現地側企業	現地側企業と 日本側企業で折半		現地側企業

※1 中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく。但し、**資本金又は出資金が10億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は中堅・中小企業としません。**

(2020年度繰越予算が適用される場合は、中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく)

※2 重点分野…大企業のみが対象で、通常1/3の国庫補助率を1/2に引き上げられる案件で以下のいずれかに該当するもの

①開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術協力と認められるもの(新法人や新工場の立ち上げや先進的な新製品・新サービスの立ち上げの対応等(サプライチェーンの多元化・強靱化に大きく寄与する案件を含む))

②海外進出先の対象国・地域がアフリカであるもの

・上記の負担のほかに、派遣実施分担金として補助対象経費総額の13%(新興国事業)又は11%(低炭素事業)を日本側企業(派遣元企業)に別途ご負担いただきます。

専門家派遣 補助対象経費



技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)
低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業

		1号			2号			3号-1			3号-2		
専門家格付		大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒
学歴		大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒
指導に関する業務歴		30年≤	34年≤	38年≤	18年≤	22年≤	30年≤	10年≤	14年≤	22年≤	<10年	<14年	<22年
航空運賃		実費 (ディスカウントビジネス、現物支給)			実費 (原則ディスカウントエコノミー、現物支給)			実費 (原則ディスカウントエコノミー、現物支給)			実費 (ディスカウントエコノミー、現物支給)		
査証料		実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)			実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)			実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)			実費 (派遣期間に応じた最低限必要な査証)		
予防接種料		実費 (上限10万円)			実費 (上限10万円)			実費 (上限10万円)			実費 (上限10万円)		
滞在費 ※1	日当	5,000 円/日			5,000 円/日			4,200 円/日			4,200 円/日		
	宿泊料	15,100 円/泊			15,100 円/泊			12,900 円/泊			12,900 円/泊		
支度料	1~3ヶ月	94,910 円/回			85,090 円/回			80,180 円/回			80,180 円/回		
	3~10ヶ月	111,650 円/回			100,100 円/回			94,330 円/回			94,330 円/回		
海外旅行保険費		実費 (AOTSで加入)			実費 (AOTSで加入)			実費 (AOTSで加入)			実費 (AOTSで加入)		
技術協力費 ※2		6,000 円/日			6,000 円/日			6,000 円/日			6,000 円/日		

※1 地域によって変動します(上記表はタイ・ベトナム・インドネシア・フィリピン等の基準)、派遣期間に応じて基準額が逡減します(31日~60日...90%、61日~...80%)

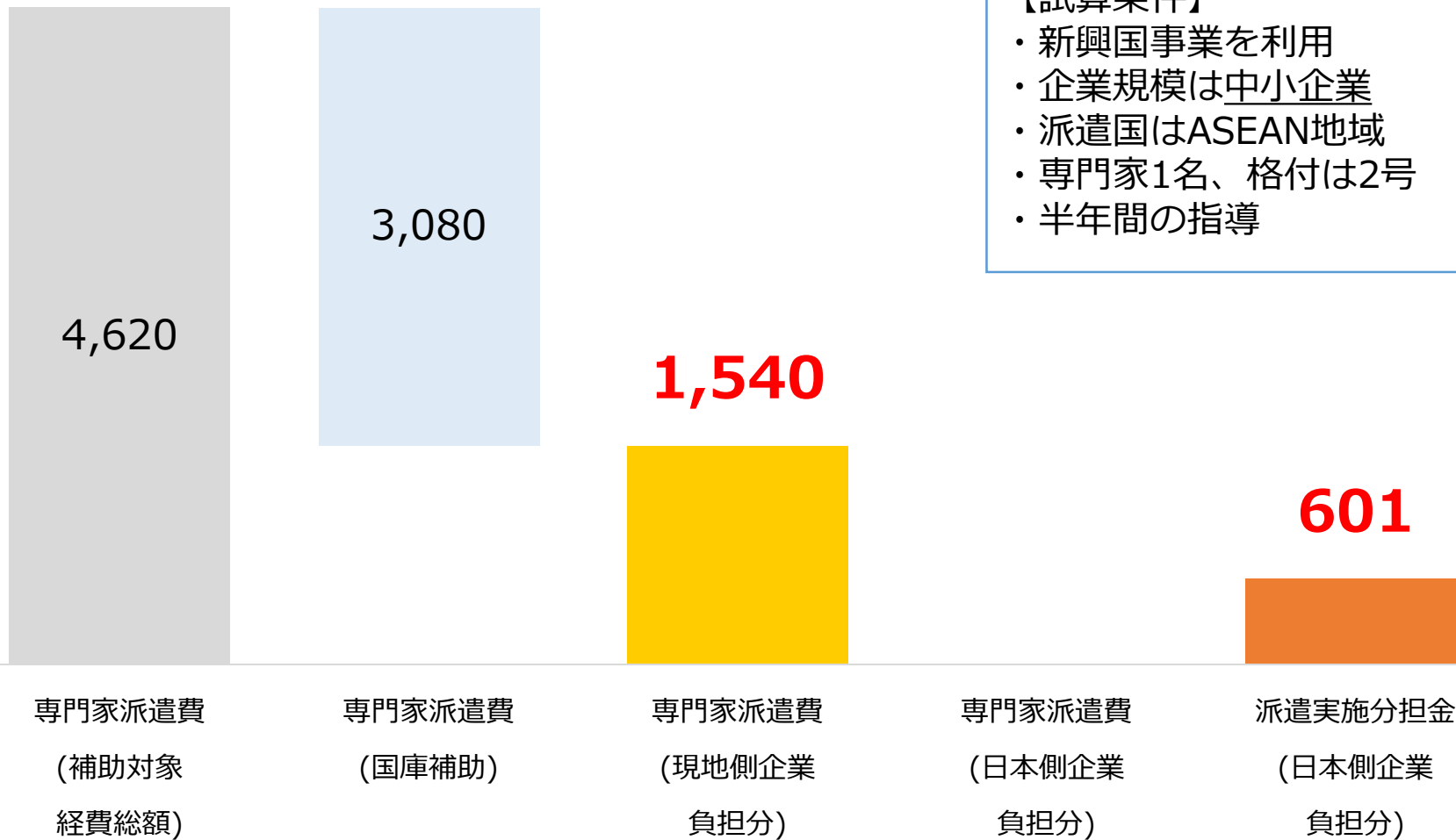
※2 派遣元企業の有する技術や知見及び専門家派遣事業への協力に対する対価として、派遣元企業にお支払いします

専門家派遣 試算例(中小企業)

(単位：千円)

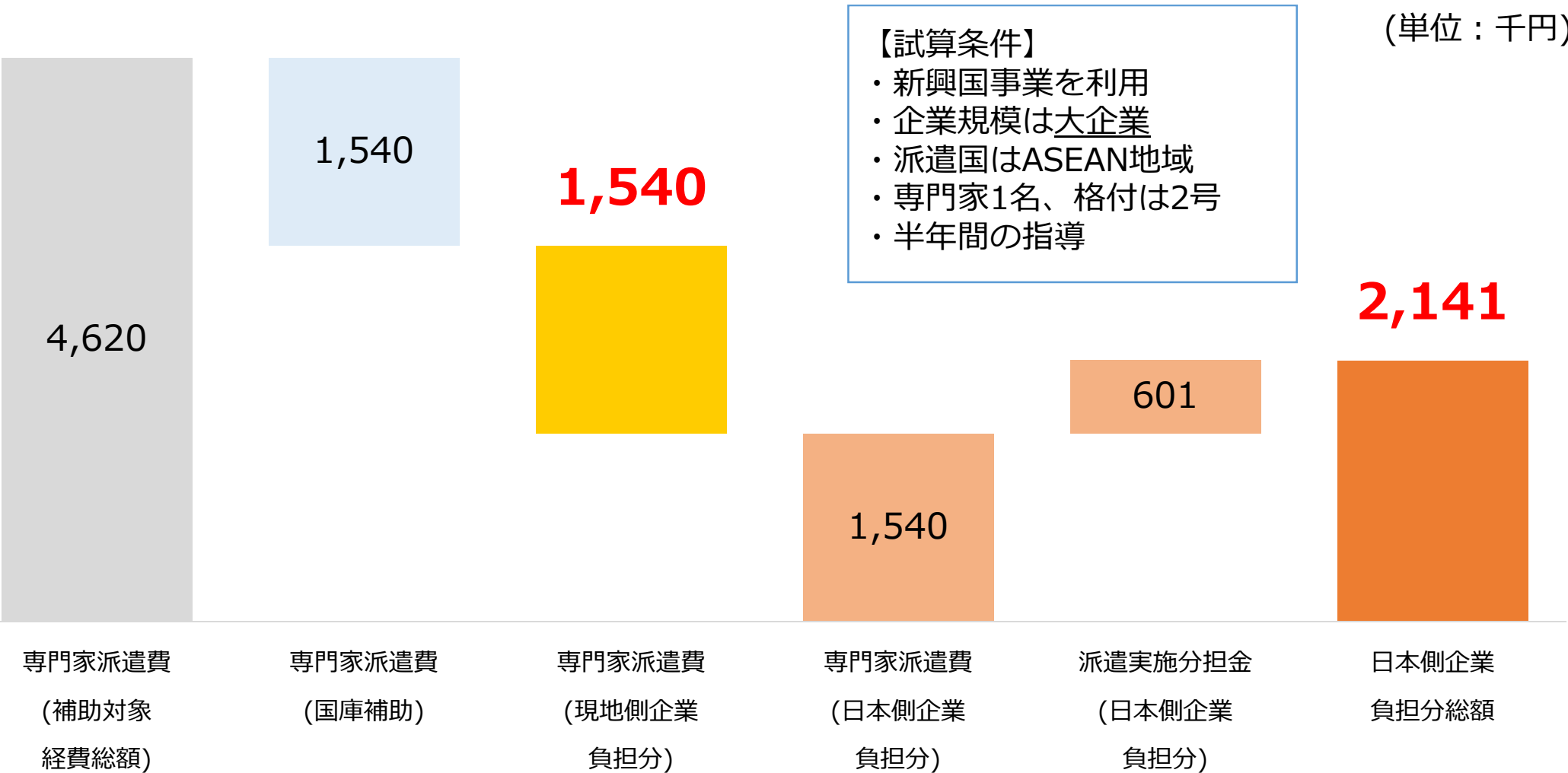
【試算条件】

- ・新興国事業を利用
- ・企業規模は中小企業
- ・派遣国はASEAN地域
- ・専門家1名、格付は2号
- ・半年間の指導



専門家派遣 試算例(大企業)

(単位：千円)



【試算条件】

- ・新興国事業を利用
- ・企業規模は大企業
- ・派遣国はASEAN地域
- ・専門家1名、格付は2号
- ・半年間の指導

7. 寄附講座

寄附講座 事業の目的、概要

目的

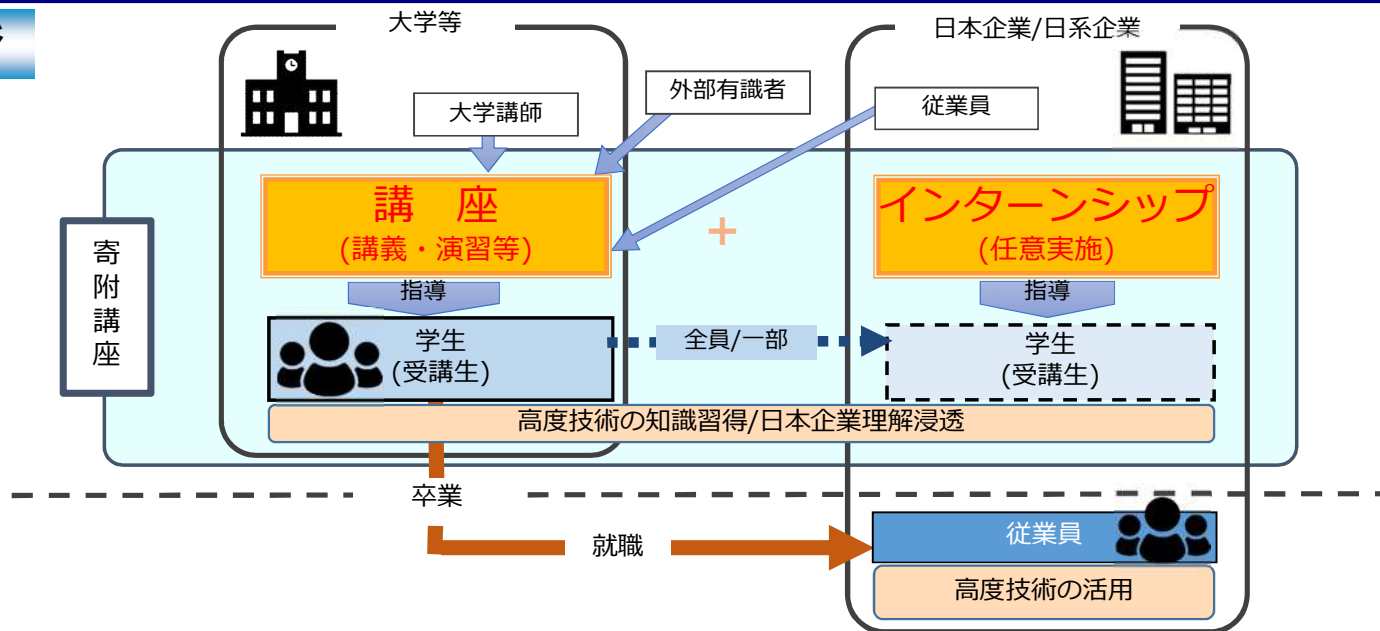
開発途上国の現地大学等において企業の事業活動や産業の発展の要となる技術分野やビジネス分野に関する寄附講座を日本企業・現地日系企業からの視点・技術等を活用して開設する。受講生が講座、インターンシップを通じて日本企業・海外日系企業で求められる能力を向上させ、これら企業への就職につなげることで、事業活動の円滑化及び当該国との協力関係の深化に貢献する。

事業概要

- ・講座：講義、演習、実験、フィールドワーク、見学等
- ・インターンシップ：日本又は現地の協力企業・団体において行う就業体験 *インターンシップは任意実施

対象経費の
2/3を補助

事業イメージ



寄附講座のメリット

- 優秀な人材(高度人材)の確保につながる
- 講座実施費用の負担軽減になる
- 実施を通じて大学とのネットワーク強化
- 学生に教えることを通じた企業スタッフ
(教える側)の育成
- 現地産業人材の育成に対する貢献

寄附講座 主なお申込要件①

申請法人(日本 or 現地日系企業)

- ・日本で法人格を有する企業・団体(日本資本が50%超であること)、または、これらの企業・団体からの出資が50%超である海外日系法人や駐在員事務所であること
- ・寄附講座の開設の対象となる開発途上国の現地大学等の学生を採用する計画を有すること(同じ企業グループ内の企業でも可)
- ・講座及びインターンシップの実施・管理及び経費負担能力を有すること
- ・必要に応じて寄附講座実施国・地域において、寄附講座の準備と実施を補佐する企業・団体を手配できること

現地大学(寄附講座大学)での講座、インターンシップ

講座

- ・対象大学等で行う講義、ゼミナール、演習、実習・実験、研究等
 - ・講座時間合計の目安は計450分以上(例：90分×5回)
 - ・講座受講生数は5名以上
 - * 企業活動に直接関連する要の技術分野等に関する内容であること
 - * 日本企業、現地日系企業への就職を促進する内容が含まれること
- ※ リモートで実施するオンライン授業も可能

インターンシップ(任意実施)

- ・講座の受講学生の一部又は全てを対象に、申請法人またはその関係企業において行う、就業体験、実務体験

寄附講座 主なお申込要件②



講座の内容

日本企業もしくは現地日系企業が採用時に外国人材に求める高度な知識や技術の獲得及び能力等の向上に貢献し、かつ学生の日本企業・現地日系企業への就職に繋がるよう、以下の講座内容であることとします。

- ・ 企業活動に直接関連する要となる技術分野及びその習得上必要となる技術等に関する内容

(例)自動化、AI、IoT、ロボット、情報セキュリティ、ビッグデータ処理、次世代自動車関連、メカトロニクス、カーボンリサイクル、クリーンエネルギー、光・量子技術、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料のほか、その他分野の事業活動や産業発展の要となる専門技術

* 対象となる具体的な分野等についてはご相談ください。

- ・ 日本企業、現地日系企業への就職を促進する内容

(例)企業および製品の紹介、日本企業・現地日系企業に就職する優位性(キャリア開発、待遇上の利点)、就労後のコミュニケーションのための語学

講座開設対象校

- ・ 開発途上国・地域において「要の技術分野」に関連する教育(※)に取り組んでいる学校・教育機関

※寄附講座として行おうとする講座の内容に係る基礎的または周辺の分野の教育であっても構いません。

- ・ 「短期大学士(英語: Associate Degree)」以上の学位もしくは「準学士号(Foundation Degree)」以上の称号を付与する教育課程を設置・運営する学校・教育機関(日本の高専や短大に相当するもの以上の高等教育機関)
- ・ 日本企業又は現地日系企業において活躍し得ると期待される人材を輩出する学校・教育機関

* 特定の複数の現地大学等を講座開設対象とすることも可能です。

寄附講座 募集開始～完了

■申請書提出日から講座実施まで2～5ヶ月必要です。

実施企業の募集開始

AOTSへの相談・確認

実施申請書の提出

審査委員会

承認通知書の送付

詳細計画・授業日程の確定

(必要に応じ)計画変更申請書の提出

講師派遣準備
受講生の募集

受講生の選考・確定

寄附講座開始

講座
実施

インターンシップ
日程・参加学生の
調整

イン
ターン
シップ
実施
(任意)

寄附講座終了

完了報告・精算払請求

オンライン実施も可

寄附講座 補助率



技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)			
申請法人	日本企業		現地日系企業
	中堅・中小企業 ※1	大企業	
国庫補助率	2/3		
企業負担分	1/3		
負担者	申請法人(日本 or 現地日系企業)		

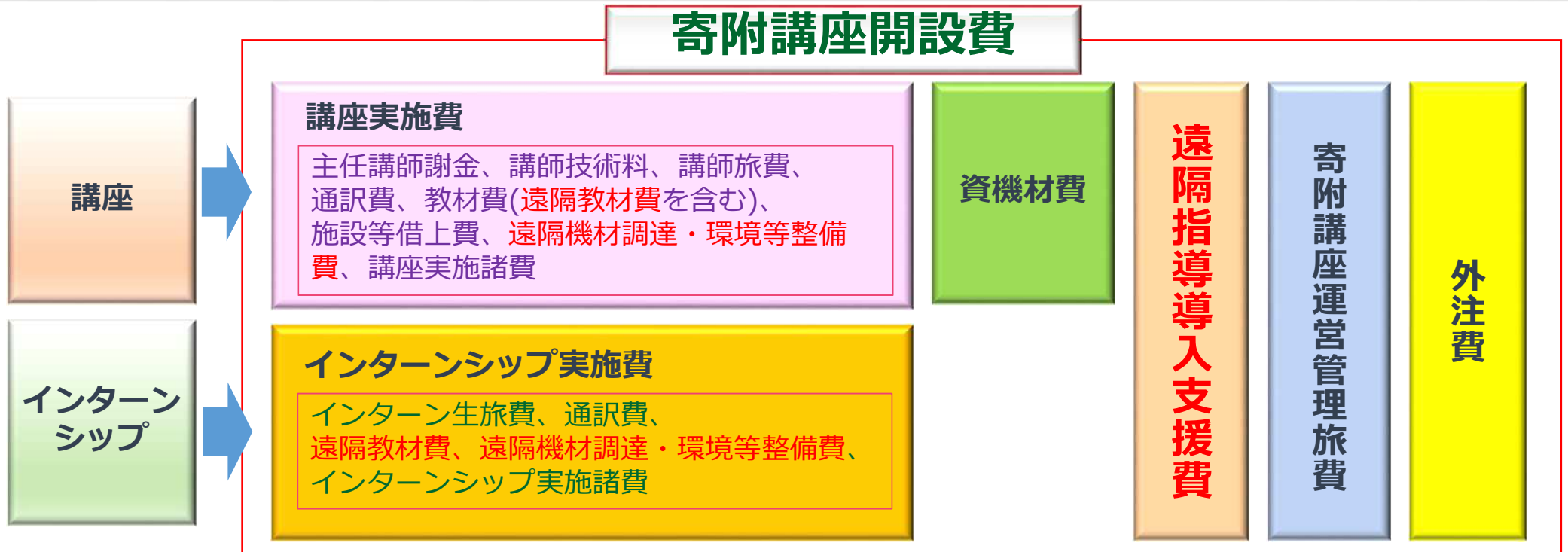
※1 中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく。但し、資本金又は出資金が10億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は中堅・中小企業としません。

(2020年度繰越予算が適用される場合は、中堅企業…資本金10億円未満の企業、中小企業…中小企業基本法の定義に基づく)

- ・ **上記の負担のほかに、寄附講座事業管理分担金として補助対象経費総額の13%を申請法人(日本 or 現地日系企業)に別途ご負担いただきます。**

寄附講座の構成と寄附講座開設費の構成

- Point 1: 寄附講座は、「講座」と「インターンシップ」(必須ではない)の組合せによる実施が可能。
- Point 2: 講座は、「現地講師」又は「国外講師(日本や他国に在住)」或いはその両方の組合せによる指導。大学等へ赴かずに行う「オンライン授業」による指導でも可。
- Point 3: インターンシップの実施地は、「現地」、「日本」又は「他国」或いはその組合せ。就業体験できるならオンラインも可。
- Point 4: 講座指導に必要な資機材で大学等に不足するものは調達可。(一部上限額あり)
- Point 5: **オンライン指導の準備や実施に係る経費**についての補助対象範囲が拡充。



寄附講座 主な補助対象経費 基準単価



講師区分	所属元職位 または 講座開設大学による職位認定 (企業等の所属で講座開設大学による職位認定が 特でない場合は「講師」とします)		教授	准教授	講師・助教	
講師技術料	授業実施日1日当り		17,500 円/人/日			
教材原稿料 ※1	テキスト原稿 ※2		4,000 円/枚	3,500 円/枚	3,000 円/枚	
	非同期型学習教材録音ナレーション原稿		2,000 円/枚	1,800 円/枚	1,500 円/枚	
講師旅費	日本	日当 ※3	2,724 円/日	2,514 円/日		
		宿泊費(乙地方の場合) ※3	12,362 円/泊	11,314 円/泊		
	海外 乙地方 シンガポール以外のアセア ン諸国など	日当 ※3	5,000 円/日			
		宿泊費 ※3	15,100 円/泊			
	海外 丙地方 モンゴルや南アジア・中南 米・アフリカ諸国など	日当 ※3	4,500 円/日			
		宿泊費 ※3	13,500 円/泊			
航空券代		実費 (ディスカウントビジネスクラス)		実費 (ディスカウントエコノミークラス)		
主任講師謝金 ※4	寄附講座1案件当たりの合計上限金額		200,000 円/案件 までの実費			

※1 日本語・中国語・韓国語…400字/枚、それ以外…200語/枚

※3 連続滞在期間に応じて基準額が逡減します(31日～60日…90%、61日～…80%)

※2 PPT=3スライド/枚

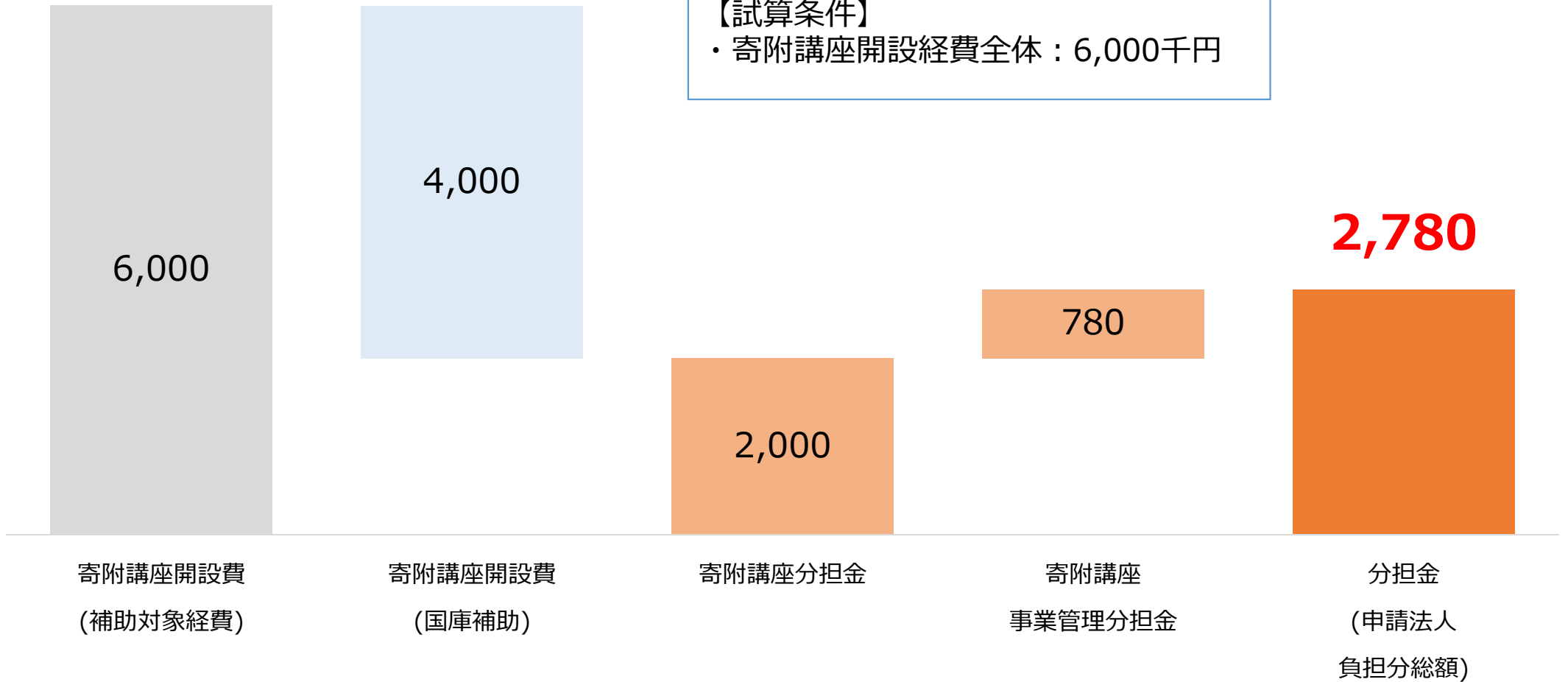
※4 申請法人の社員以外への支払分のみが対象

寄附講座 試算例

(単位：千円)

【試算条件】

- ・ 寄附講座開設経費全体：6,000千円



お問合せ先一覧



■ 住所(北千住事務所)

〒120-8534 東京都足立区千住東1-30-1

■ URL

<https://www.aots.jp>

■ 技術研修、管理研修(国内からのお申込)、海外研修(案件募集型)、専門家派遣

企業連携部 研修・派遣業務グループ

TEL : 03-3888-8221

E-mail : kigyo-inquiry-az@aots.jp

■ 寄附講座

企業連携部 寄附講座グループ

TEL : 03-3888-8238

E-mail : indus-acad-collab-pg@aots.jp

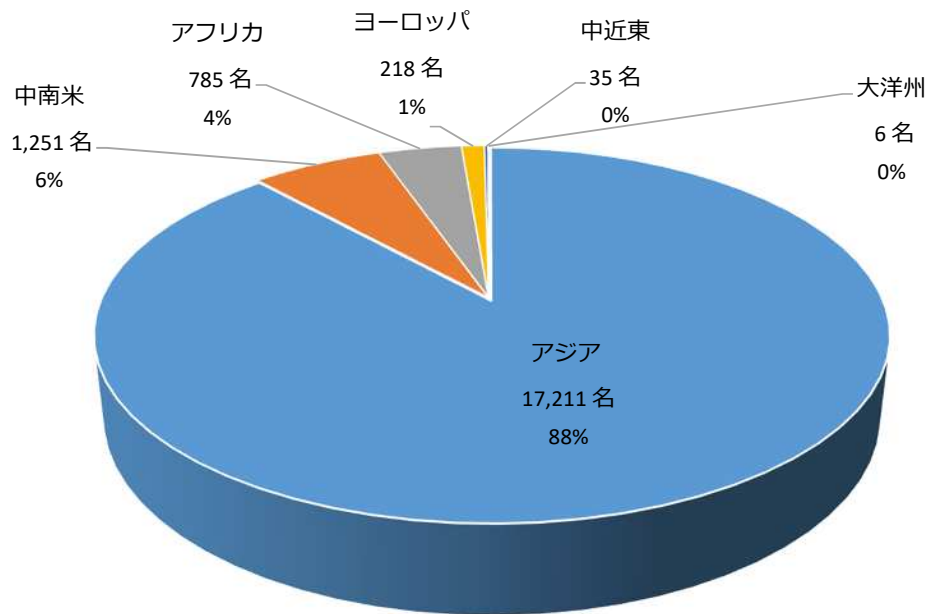
8. 參考資料

AOTS 補助事業実績① 2010～2019年度

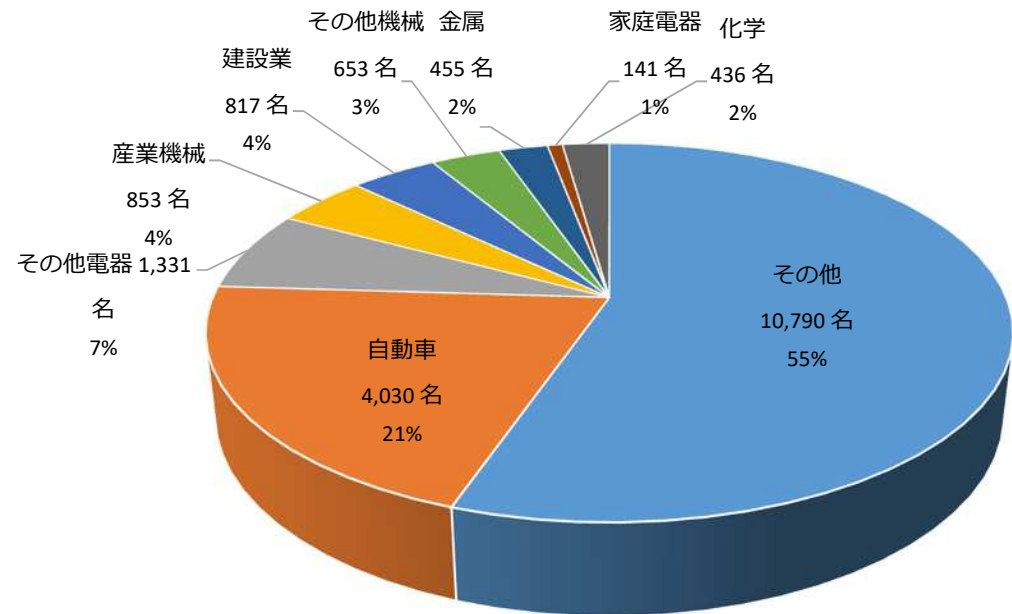


■ 受入研修(技術研修 + 管理研修)

① 地域別



② 業種別

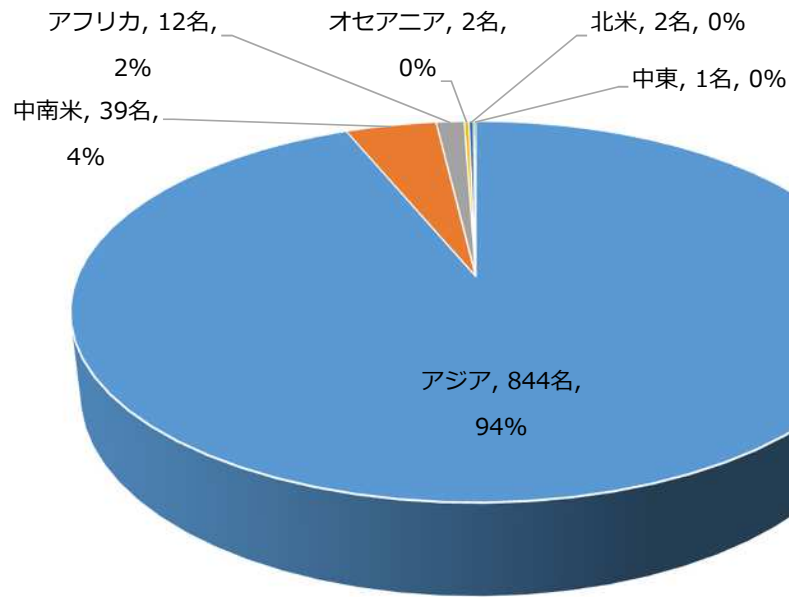


AOTS 補助事業実績② 2010～2019年度

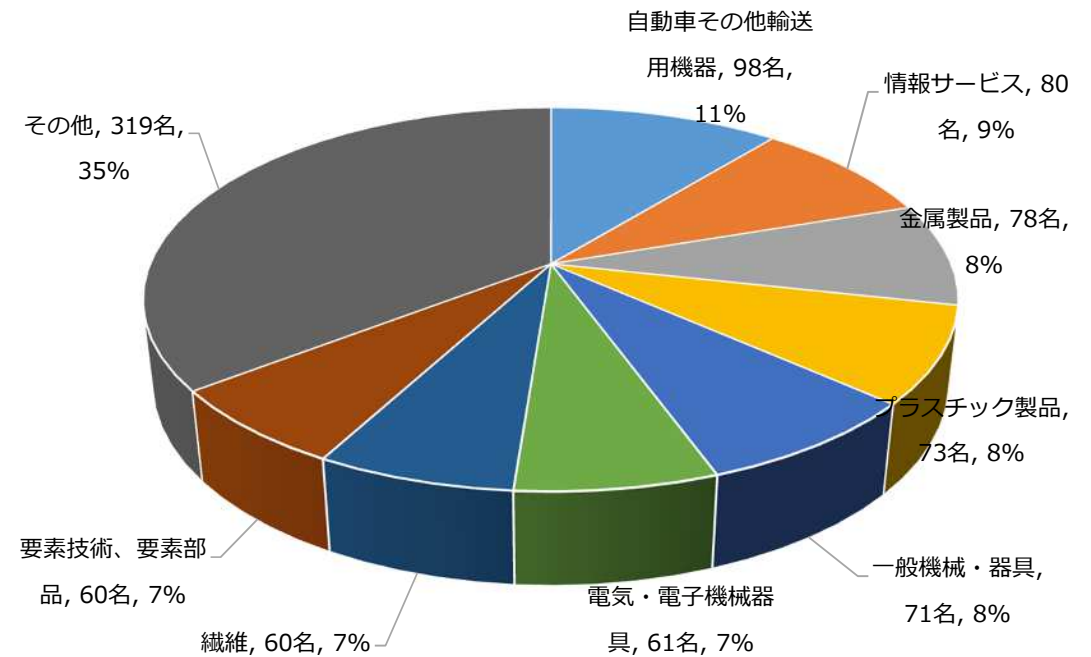


■ 専門家派遣

① 地域別



② 業種別



受入研修制度をご利用頂いた企業様の声



業種	国	研修内容	成果
自動車部品製造	メキシコ	ダイカスト 金型製造	当初、実務経験者としてのプライドから体裁を保とうとし、質問などがでなかったが、1ヶ月経過すると徐々に突き詰めた質問が出始め、わからないことを突き詰めるようになった。日本スタッフだけではなく、技能実習生のタイ人などとも、日本語で意見交換するなど、AOTSの日本語研修の成果も大きい。
建設機器設計・ 製作	ベトナム	トンネル用型枠 設計	数年にわたる受入研修の継続的な実施により、現地人材を管理職、経営層に昇進させ、従業員の採用など、全て現地の経営に任せている。日本にいる間は、日本人社員が研修生に積極的に日本語を教える習慣をつけ、業務も日本語で行っている。帰国後も、図面を書く、お客さまとの打合せをする、間違えれば謝る、といった業務を日本語で行い、帰国後も日本語能力の維持を心がけている。
表面処理加工	フィリピン	めっき製造・検査技術	水温の維持方法、材料による最適温度の判断及び、製品の検査技術を学んでもらった。日本とフィリピンの不良率の差によって、どれほどのコスト削減が可能で、それがエネルギー削減につながるという視点も身についた。現地と日本の橋渡し役を果たしてもらいたい。
自動車部品製造	メキシコ	自動車用 ピストンリング 製造技術	技術の習得だけでなく、働き方(時間厳守、規律、5S)なども身につけてきた。現地向けに、標準作業書の作成を研修生が中心となり進めており、現地で採用するワーカーを訓練していく予定であり、量産が開始されれば研修生が習得した技術およびワーカーへの指導により円滑に生産が始まり、売上げが見込まれる。
衣料品製造	カンボジア	衣料品製造技術	研修生は挨拶をするようになるなど、積極的な仕事の姿勢を見せるようになり、リーダーとして人に教えるようになった。月間離職率は、平均5%であったものが、2%台になり、人材の定着にもつながった。また、日本で研修中には、研修の様子をフェイスブックで瞬時に同僚たちへ送信し、そのインパクトが瞬時に伝わる。研修生たちは、自分たちの商品が店頭に並んでいる(大手紳士服店に納入)のを実際見た時の驚きなど、オンタイムで同僚たちに送っている。

専門家派遣制度をご利用頂いた企業様の声



業種	国	指導内容	成果
自動車部品製造	インドネシア	鋳造部品製造の不良率削減	現地の管理者に不良原因の解析方法、日報で記録していたデータをどう活用するのかを指導。その都度データではなく勘で対策するのではなく、QC手法に基づき、突発対応ではない恒久的な対策の必要性を理解してもらった。専門家も、社内で抜擢され、派遣されることで、事前によく勉強し、指導の準備を行い、人に教えることで自身の知識も整理され、質問されることで、更に勉強し、自己研鑽された。
自動車部品製造	中国	アルミダイカスト鋳造における品質管理および生産性向上に関する技術指導	専門家の指導により、不良発生要因を指導対象者に自主的に考えさせる、PDCAサイクルを回させる等、品質管理および生産性向上のための、より実践的な取り組み手法を身につけさせることができた。また、月に一度の品質会議を開催することで品質に対し自主的に取り組む姿勢作りができていた。更に、毎朝のミーティングを実施することにより現場の問題や改善提案を吸い上げ、誰が・いつまでに・何をするのかをリストで見える化することで指導対象者以外の従業員との情報共有ができるようになった。指導の結果、天然ガス排出削減量は2%削減、消費電力量は3%削減された。問題を放置しない、対策を考える、自らやるという考え方が指導先企業全体に浸透し、生産・品質に対する意識も高まった。
自動車内外装部品製造	タイ	エンジン部品製造における不良率改善と省エネに関する指導	タッチアップ塗装で塗装不良を再塗装が多発していたが、ウィンドシールドの塗装の不良率が5%から0.5%に下がった。 工場管理目標、生産性、仕損費、電力使用量、輸送費など、様々な指標をデータ化し、ベンチマークと現状が見える化されるようになった。 カイゼン結果は、それらのデータを用いて週1回発表会している。
裏絹製品開発製造	ミャンマー	座繰り・真綿製造技術	指導では文章だけではなく、わかりやすくイラストを使ったマニュアルで指導。若い女性が多いので、まずは褒めた上で注意すること、公平であることに気を配ったことで、日本で反物をつくれるレベルにまで絹糸の品質があがった。ミャンマーの若い女性たちが、自分の故郷で働ける場所をみつけたこと。仕事、経験を通し、プライドをもって積極的に働いてくれるようになったこと。

よくある質問(技術研修)

1. 来日前に日本語を全く勉強していなくても一般研修コースに参加できますか？

参加できますが、J13W、J6Wコース参加の場合、eラーニングによる来日前の日本語学習及びひらがなカタカナ試験への合格を求めています。J13W、J6Wコースは日本語学習の初学者を対象として設計されていますが、学習効果を考えると来日前から平仮名、片仮名の読み書きなど日本語の学習を始めておくのが良いでしょう。

2. AOTSの一般研修コースに参加せずに直接企業での実地研修を始めることはできますか？

可能ですが、研修実施可能な言語環境があることが条件であり、研修期間は最大120日以内となります。また、過去5年以内に一般研修に参加した人は、一定の条件を満たす場合に限り、最大1年間の研修を行うことも可能です。

3. 一般研修コースの種類について、J13WかJ6Wか迷っています。

J6Wは簡単な日常会話能力の習得を目標に約800の基本語彙、75の基本文型、仮名、漢字100字程度を、J13Wは実地研修や日本での生活に役立つ日本語能力の習得を目標に約1,400の基本語彙、150の基本文型、仮名、漢字300字程度を学習します。また、両コースともに講義や見学で日本の社会、文化、産業への理解を深めます。

*上記の目標は初めて日本語を学習する方の場合の目標数です。

4. 研修生を就労させることはできますか？

できません。研修生は「出入国管理及び難民認定法(入管法)」上の「研修」という在留資格で滞在していますので、この資格では働いて報酬を得る、いわゆる就労活動は認められません。

5. 研修生や受入企業を斡旋してくれるのですか？

AOTSでは研修生や受入企業の紹介、斡旋は行っておりません。

6. 中核人材の育成なので、研修生は大卒以上でなければなりませんか？

短大や高等専門学校卒にあたる方も本制度の対象となります。その他の場合については、研修を行う分野において十分な経験や職歴を持っており、かつ派遣企業の関係部部門において管理、監督的な役割を担うような方であれば対象にすることができます。

よくある質問(専門家派遣)



1. 派遣専門家の資格はありますか？

25歳以上69歳以下で、日本に住所を有する方(在住10年以上)です。また、指導分野に関して5年以上の日本国内業務経験が必要となります。

2. 指導先企業に赴任中の自社社員を本制度の専門家にできますか？

専門家は指導・助言のために協会の専門家として派遣されますので、指導先企業の経営者や工場長などの責任を持つポストに就くことは認められておりません。また、指導先企業への出向による駐在者も当専門家派遣制度の対象になりません。

3. 操業開始前の会社に専門家の派遣は可能ですか？

操業が開始されており、設備が稼働して指導対象者の従業員が雇用されていることが条件となっています。

4. 制度利用申込みは日本の本社又は海外法人どちらからすれば良いですか？

日本国内法人様からお申し込みをお受けしています。なお、現地ローカル企業の場合は、出資・商取引関係のある日本国内法人から申請をしていただければ可能です。

5. 派遣する専門家は自社社員だけですか？社外の専門家を派遣することは出来ますか？

派遣元企業と囑託契約等雇用関係を結んでいただければ、ご利用可能です。

6. 専門家を派遣できる期間はどれ位ですか？

原則1ヶ月から12ヶ月です。ただし、予算の状況により期間調整となる場合があります。

7. 1社から複数の専門家を派遣することはできますか？

当年内で、新興国事業は20人月(例:10ヶ月×2名)、低炭素事業は25人月(例:5ヶ月×5名)まで可能です。ただし、派遣専門家毎に指導内容や目標設定を分けて頂く必要があります。詳しくはご相談ください。

制度説明動画リンク

- 要約版動画 <https://youtu.be/N66EoEnjK9A>
- 事業概要 <https://youtu.be/IF9bCGzJ9So>
- 技術研修 <https://youtu.be/IZvQckYieuE>
- 管理研修 <https://youtu.be/2dgwneUDPsw>
- 海外研修 <https://youtu.be/y776M1ZHW44>
- 専門家派遣 <https://youtu.be/esS2YcOrcyw>
- 寄附講座 <https://youtu.be/Q-Dz5gzNCtE>